

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

美しい伊万里湾に抱かれた快適な生活環境づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

伊万里市

3. 地域再生計画の区域

伊万里市の全域

4. 地域再生計画の目標

伊万里市は、佐賀県の西北部にあって、市の西北部から深く入り込んでいる伊万里湾には伊万里川や有田川が注ぎ込み、市域の東部には松浦川が唐津湾に向かって流れ、豊かで美しい自然に抱かれている。それらの主要河川沿いには平地が開け、伊万里湾の最奥部に形成された市街地を中心に面積は254.99㎏と、佐賀県の10.5%を占めており、人口は59,200人（平成17年4月1日現在）である。

古くは古伊万里の積出港として栄え、今日では広大な工業用地が整備された伊万里港においては、東アジアに近い地理的な優位性を生かしてコンテナ船定期航路が開設され、国際交易港として順調に発展しているほか、湾内には公共マリーナや人口海水浴場をはじめとする海洋性レクリエーション施設の整備が進むなど、伊万里市は伊万里湾を中心に、産業と自然環境の調和を目指しながら、着実な歩みを続けている。

その一方で、汚水処理施設の整備の立ち遅れと、家庭や事業所等の雑排水の増加により、伊万里湾をはじめ河川、農業用水路等の自然環境の悪化が進んだ。

この問題を解消するため、昭和63年度から市の中心部で公共下水道事業を、平成3年度から浄化槽の設置整備補助事業を、平成12年度から市街地周辺部の農村地域で農業集落排水事業をそれぞれ展開してきたが、平成16年度末の汚水処理人口普及率は57.6%にとどまっており、全国平均が79.4%、佐賀県平均が58.2%である中、さらなる施設整備が必要な状況にある。

平成14年10月に構造改革特別区域計画の認定を受けた「伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区」による、環境に配慮し経済及び文化を発展させ続けるための地域づくりの推進と併せ、市民らによる湾岸等の清掃や海洋浮遊物の回収などの環境保全・美化活動を一層推進するとともに、汚水処理施設のさらなる整備促進を行うことにより、伊万里湾をはじめとする伊万里市の豊かな自然環境を守りながら、快適な生活環境の創出を図り、地域の再生・活性化を目指すものである。

【目 標】 汚水処理施設の整備の促進

(汚水処理人口普及率を57.6%から63.5%に向上)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

公共下水道事業では、公共下水道事業認可区域のうち木須・白野・古賀・白幡・大里地区（いずれも平成12年2月2日変更認可）において平成18年度から平成21年度まで整備を行う。また、浄化槽整備事業(個人型)では、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理施設整備区域を除く市内全域において平成17年度から平成21年度まで整備を行う。

さらに、上記に伴う汚水流入量の増加に対応するため、処理場の増設を行うとともに、伊万里湾岸の清掃、海洋浮遊物の回収等により、伊万里湾の環境保全、美化を促進する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

- ・いずれも伊万里市

[事業区域]

- ・公共下水道 伊万里市木須、白野、古賀、白幡、大里地区
- ・浄化槽（個人設置型） 伊万里市全域（ただし公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理施設整備区域を除く。）

[事業期間]

- ・公共下水道 平成18年度～21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 管渠Φ200～150
L=8, 100m
(うち単独L=7, 000m)

・浄化槽(個人設置型)	5人槽	41基
	7人槽	310基
	10人槽	14基
	計	365基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 木須、白野、古賀、白幡、大里地区で1, 370人
浄化槽(個人設置型) 市全域で1, 622人

[事業費]

公共下水道	700, 000千円
	(うち交付金60, 000千円)
	(うち単独580, 000千円)
浄化槽	149, 596千円
	(うち交付金 49, 865千円)
合計	849, 596千円
	(うち交付金109, 865千円)
	(うち単独580, 000千円)

5-3 その他の事業

公共下水道事業 国土交通省所管国庫補助事業により平成17年度に日尾・福母地区の公共下水道を整備する。

浄化センター建設事業 汚水処理量の増加に対応するため、国土交通省所管国庫補助事業により平成16年度から19年度までに処理場を増設する。

海洋浮遊物等回収事業 河川に流され伊万里湾に浮遊する浮遊物を回収し、伊万里湾の環境保全を図る。

伊万里湾岸清掃事業 子ども会、スポーツ少年団、各種団体により伊万里湾岸を清掃し、伊万里湾の環境保全、美化を図るとともに、市民に美しい伊万里湾を継承していく意識を啓発する。

市民大清掃 春、秋の一定期間を市民大清掃期間と定め市民、事業所が一体となって河川その他の市内全域の大清掃を実施する。

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、汚水処理人口普及率は伊万里市の人口に対して汚水処理施設の利用が可能な人口をもって定量的な数値が算出されるため、客観的な目標達成の評価が可能である。

よって、平成21年度に伊万里市が、整備完了時点での汚水処理人口普及率により達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし。